

低所得妊婦 初回産科受診料支援事業

低所得世帯の妊婦さんの経済的な負担の軽減を図るとともに、切れ目のない支援に繋げることを目的に、妊娠判定のための初回産科受診料の一部を助成します。

【問い合わせ】 健康推進課母子保健係 03-3579-2313



対象者

下記すべての要件に当てはまる方が対象となります。

- ① 申請日および初回産科受診日時点で板橋区民である方
 - ② 妊娠検査薬で陽性を確認し、これから初回産科受診される方
 - ③ 住民税非課税世帯または同等の所得水準であると認められる方
- ※ 世帯の課税状況等を確認することや産科医療機関等の関係機関と区との情報共有に同意していただくことが必要です。

持ち物

本人確認書類

※下記基準日に板橋区に住民登録のある住民税非課税世帯の方は、申請書の同意欄に署名いただければ、公募により確認しますので、世帯全員の住民税非課税証明書の提出は省略できます。基準日以降に転入された住民税非課税世帯の方は、該当する年度の住民税非課税証明書が必要です。

受診日	基準日	住民税非課税証明書
2025年4月～2025年6月	2024年1月1日	令和6（2024）年度
2025年7月～2026年6月	2025年1月1日	令和7（2025）年度

受診票の交付

妊娠判定のため、初めて産科医療機関を受診するための費用を助成する「受診票」を交付します。

- ※ 1回の妊娠につき受診票1枚を交付します。
- ※ 受診票に記載された項目「問診・診察・超音波検査」以外の検査等は妊婦さんの本人負担になります。
- ※ 指定医療機関のみ利用できます。
- ※ 受診票発行前に妊娠判定のために医療機関を受診した費用の払い戻し手続きはできません。

指定医療機関

病院	住所	電話番号
板橋区医師会病院	板橋区高島平3-12-6	03-3975-8151
板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7	03-3967-1181
東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-1234

申請方法

- ① 「東京都板橋区低所得妊婦初回産科受診料支援事業申請書」を記入
※健康福祉センターの窓口で記入することもできます。
- ② 健康福祉センターの窓口へ提出。
- ③ 面接にて経済状況についてお伺いします。
- ④ 面接後、対象者には「受診票」を健康福祉センターの窓口にてお渡しします。
※有効期限は発行日から1か月です。
- ⑤ 委託医療機関に受診票をお持ちの上受診してください。

申請窓口

健康福祉センター	住所	電話番号
板橋健康福祉センター	板橋区大山東町32番15号	03-3579-2333
上板橋健康福祉センター	板橋区桜川三丁目18番6号	03-3937-1041
赤塚健康福祉センター	板橋区赤塚一丁目10番13号	03-3979-0511
志村健康福祉センター	板橋区蓮根二丁目5番5号	03-3969-3836
高島平健康福祉センター	板橋区高島平三丁目13番28号	03-3938-8621

詳細は、板橋区公式ホームページをご確認ください。

